

## 横浜市税制研究会設置要綱

制 定 平成 19 年 7 月 26 日 行税制第 590 号 (局長決裁)

施 行 平成 19 年 8 月 2 日

### (設置及び目的)

第 1 条 横浜市の政策目標の実現に向けた課税自主権活用上の諸課題等について意見を聴取するため「横浜市税制研究会」(以下「研究会」という。)を行政運営調整局に設置する。

### (職務)

第 2 条 研究会委員は、前条の諸課題等について、行政運営調整局を担当する副市長(以下「副市長」という。)に意見を述べる。

### (組織)

第 3 条 研究会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員の任期は、1 年以内で、副市長の依頼する期間とする。

3 委員の再任は、これを妨げない。

### (座長)

第 4 条 研究会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、会務を掌理し、研究会を代表する。

3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第 5 条 研究会の会議は、必要のつど座長が招集する。

2 研究会は、必要があると認めるときは、他の諸課題について検討を行っている会議と合同で会議を開催し、又は、会議に関係者の出席を求め、意見等を聴取する。

### (庶務)

第 6 条 研究会の庶務は、行政運営調整局主税部税制課において処理する。

### (委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は座長が定める。